

# 障がい福祉サービスと介護保険 サービスの連携をめざして

～事例検討を通して学ぶ～

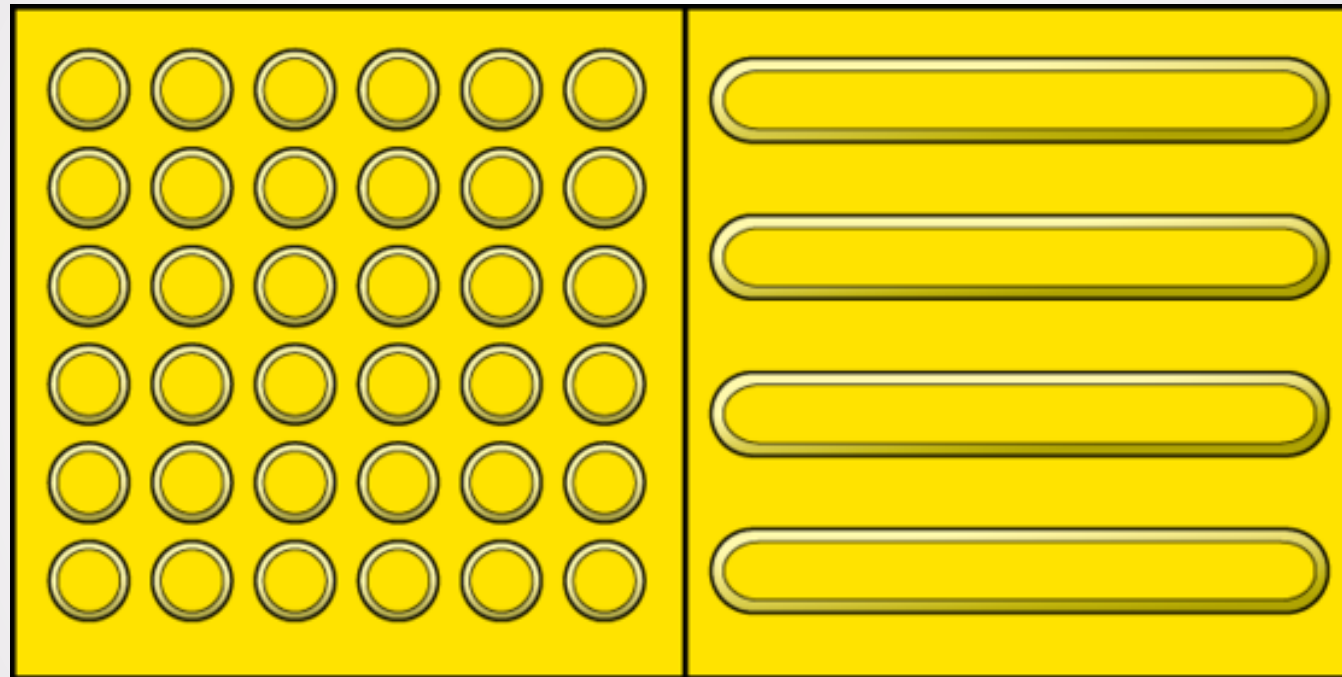
株式会社 シャカリハ

Social Re-Habilitation Design.inc (S.R.H.D.)

代表取締役 三浦 浩史

[syakariha@gmail.com](mailto:syakariha@gmail.com)

# 右と左は、どう違うのか？



警告 / とまれ      誘導 / 進め

# 障がいサービスから介護サービスへの移行の際に相談されるケース

## ▶ 65歳課題、障がい施設入居者の居住環境

64歳女性。知的障害。療育手帳A。障がい者グループホーム入所中。生活介護利用。もうすぐ65歳だが、担当の『相談支援専門員』は介護保険についてはあまり詳しくなく、申請方法もわからないどうしたらいいですか？

## ▶ 介護保険と障がい福祉サービスの生活支援として併給課題

75歳男性。脳梗塞後遺症により、右半身まひ。身体障がい者手帳1種2級。要介護5。独居で身寄りがなく、介護保険サービスだけでは介護力が不足するため、障がい福祉サービスを申請することになった。どうやって申請するのですか？

## ▶ 中高年の生活支援として併給課題（就労支援、生活困窮者自立支援等）

49歳男性。脳梗塞により、左半身不全麻痺。身体障がい者手帳2種6級。要支援1。脳梗塞後遺症により、痺れ等はあるが、動けないわけではなく、移動面などに若干支障が出ている程度。脳梗塞を発症するまでは、工場勤務していたが、現在は退職して無職。しかし、まだ年齢的に若いので、また働きたいと思っている。どんな支援が存在し、どうすれば再就職できるようになるのか？

# 今日の目標

- ▶ 障がい者総合支援法の対象者
- ▶ 障がい認定と障がい支援区分
- ▶ 障がい支援区分と障がい福祉サービス等
  - ①障がい福祉サービスが難しい問題
  - ②障がい福祉サービスと介護保険サービスの同等サービス問題
- ▶ 利用料（応益負担と応能負担）
  - ①障がい福祉サービス（応能負担）→介護保険（応益負担）の課題
- ▶ 介護保険優先と併給のルール
- ▶ 相談支援専門員及び主任相談支援専門員
  - ①利用者との関係の在り方の違い（契約は同じ）
  - ②ケアプランの考え方は同じだけど、書式の進み方の違いによる問題

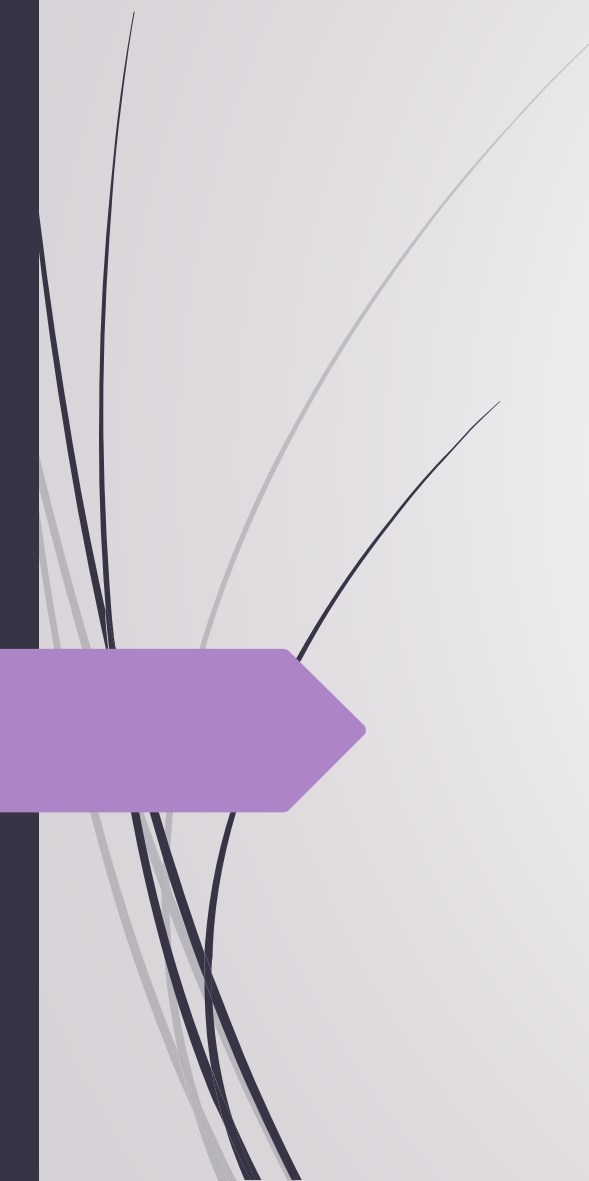
# 併用の考え方

資料参照

## ➡ 介護保険優先

## ➡ 介護保険優先の考え方の適応外

- ① 介護保険に必要なサービスがない場合
- ② 必要なサービスが介護保険だけでは不足する場合
- ③ 介護認定がサービス給付対象にならない場合  
(非該当など)



# 障がい認定と 障がい福祉サービス等 の対象者

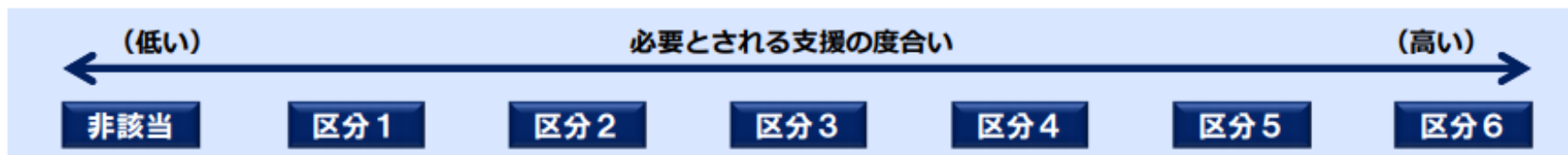
# 対象となる障がい者等

- 1 身体障がい者
- 2 知的障がい者
- 3 精神障がい者
- 4 難病
- 5 障がい児

# 障害者総合支援法における「障害支援区分」の概要

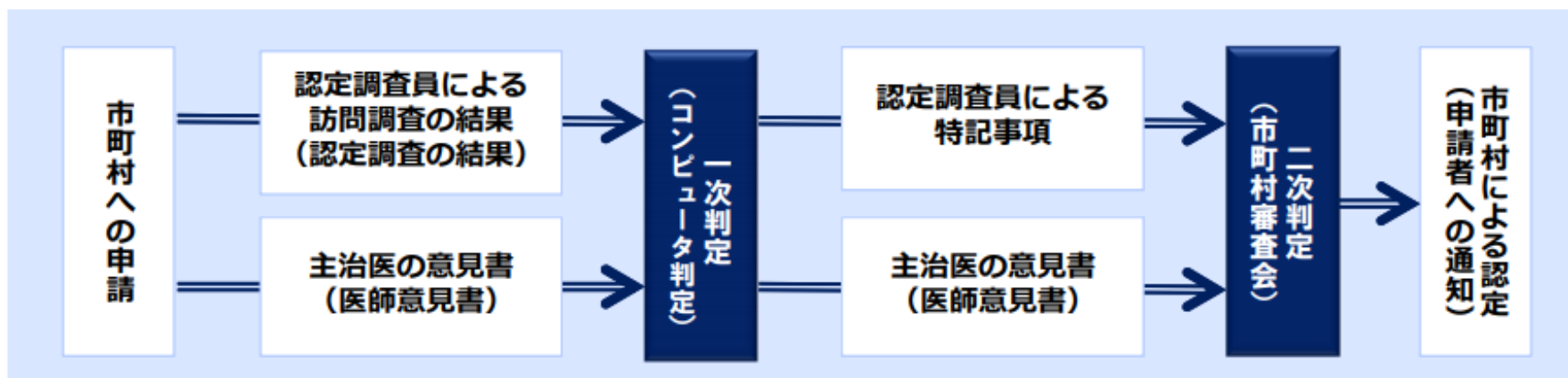
## ① 障害支援区分の定義（法第4条第4項）

- 障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示すもの。



## ② 障害支援区分の認定手続き

- 市町村は、障害者等から介護給付費等の支給に係る申請を受理した場合、以下の手続きによる「障害支援区分の認定」を行う。



## ③ 市町村審査会による二次判定結果（平成26年10月～平成27年9月）

非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	合計
62件	6,078件	44,929件	51,651件	45,554件	37,535件	63,658件	249,467件
0.0%	2.4%	18.0%	20.7%	18.3%	15.0%	25.5%	100.0%



# 支給決定プロセスについて

サービス等利用計画については、平成27年度からは市町村が支給決定を行うに際し、全ての利用者を対象とする。

市町村は、必要と認められる場合として省令で定める場合には、指定を受けた特定相談支援事業者が作成するサービス等利用計画案の提出を求め、これを勘案して支給決定を行う。

- \* 上記の計画案に代えて、指定特定相談支援事業者以外の者が作成する計画案(セルフプラン)を提出可。
- \* サービス等利用計画作成対象者を拡大する。

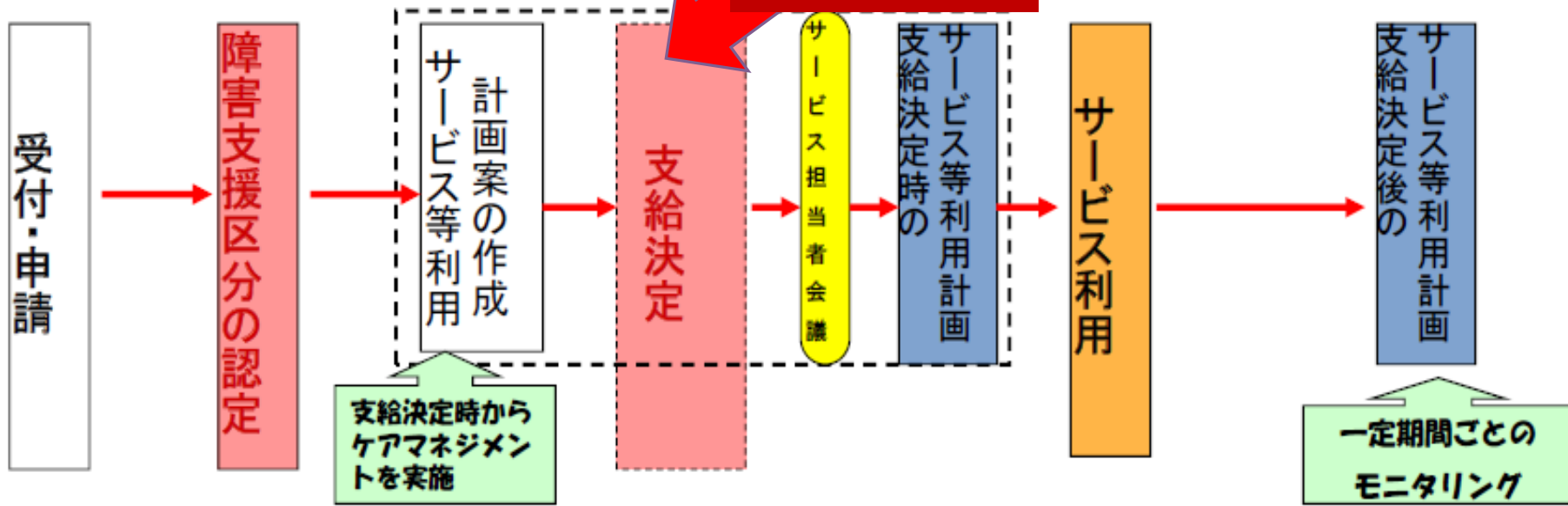
支給決定時のサービス等利用計画の作成、及び支給決定後のサービス等利用計画の見直し(モニタリング)について、計画相談支援給付費を支給する。

障害児についても、新たに児童福祉法に基づき、市町村が指定する指定障害児相談支援事業者が、通所サービスの利用に係る障害児支援利用計画(障害者のサービス等利用計画に相当)を作成する。

- \* 障害児の居宅介護等の居宅サービスについては、障害者自立支援法に基づき、「指定特定相談支援事業者」がサービス等利用計画を作成。(障害児に係る計画は、同一事業者が一体的(通所・居宅)に作成)

## 資料参照

### ポイント



A decorative graphic on the left side of the slide features several thin, dark grey curved lines that sweep upwards and to the right. A solid purple arrow points horizontally to the right, overlapping the lower part of these lines.

# 障害福祉等サービスについて

# 障がい福祉サービス等

## 1 自立支援給付

### 1) 介護給付

- ①居宅介護 ②重度訪問介護 ③同行援護 ④行動援護 ⑤生活介護
- ⑥ショートステイ ⑦施設入所

### 2) 訓練等給付

- ①自立訓練 ②就労支援（支援・継続A/B・就労定着） ③グループホーム

### 3) 自立支援医療

- ①精神通院医療 ②更生医療 ③療育医療

### 4) 補装具

## 2 地域生活支援事業（市町村単独事業）

- ①移動支援（ガイド） ②意思疎通支援 ③日常生活用具の給付 等

# 障がい福祉サービス等と介護保険サービス 1

## 1 自立支援給付

### 1) 介護給付

①居宅介護

②重度訪問介護

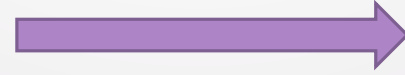
③同行援護

④行動援護

⑤生活介護

⑥ショートステイ

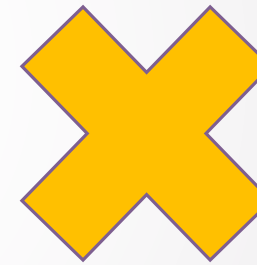
⑦施設入所



## 1 介護保険サービス

### 1) 介護給付

①訪問介護



⑤通所介護

⑥ショートステイ

⑦施設入所

# 障がい福祉サービス等と介護保険サービス2

## 1 自立支援給付

### 2) 訓練等給付

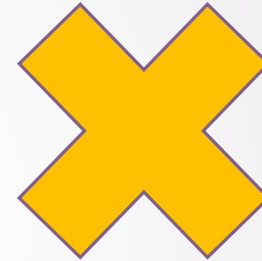
- ① 自立訓練
- ② 就労支援
- ③ グループホーム

### 4) 補装具



## 1 介護保険サービス

### 2) 訓練等給付



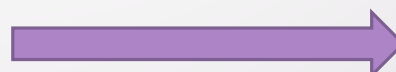
### 4) 補装具

福祉用具

## 2 地域生活支援事業 (市町村単独事業)

- ① 移動支援 (ガイド)
- ② 意思疎通支援

③ 日常生活用具の給付 等



## 2 地域支援事業 (市町村単独事業)

③ 日常生活用具の給付 等